

国指定史跡釜尾古墳の追加指定について

- ・国指定史跡釜尾古墳について、熊本市等による発掘調査で古墳の範囲が広がることが確認されたため、周囲の土地が国史跡として追加指定された。
- ・これにより、釜尾古墳の一層の保護が図られることとなった。
- ・また、熊本地震からの復旧にもつなげていきたい。

1. 追加指定の概要

- （１）文化財の種類と名称：史跡 釜尾古墳
- （２）追加指定の告示日：令和４年（２０２２年）１月１０日（文部科学省告示第１４４号）
- （３）追加指定地：熊本市北区釜尾町字同免５３３番、５３５番２（民有地）
- （４）追加後の指定面積：１，１１６．５１㎡（追加指定前 １７８．５１㎡）

2. 経過

大正１０年（１９２１年）３月３日	釜尾古墳国指定
平成２年（１９９０年）	北部町による発掘調査で古墳の範囲を確認
平成２８年（２０１６年）	熊本地震で被災 以後、国・県・市・地元等による復旧の協議、検討開始
平成２９年（２０１７年）８月１４日	熊本市が史跡釜尾古墳の管理団体に指定される
平成３０年（２０１８年）６月	熊本市による発掘調査で古墳の範囲を確認
令和４年（２０２２年）２月１５日	釜尾古墳の追加指定の意見具申書を提出
令和４年（２０２２年）６月１７日	文化庁文化審議会が文部科学大臣に追加指定の答申を行う
令和４年（２０２２年）１１月１０日	追加指定の告示
令和４年（２０２２年）１２月２２日	地権者に追加指定の伝達

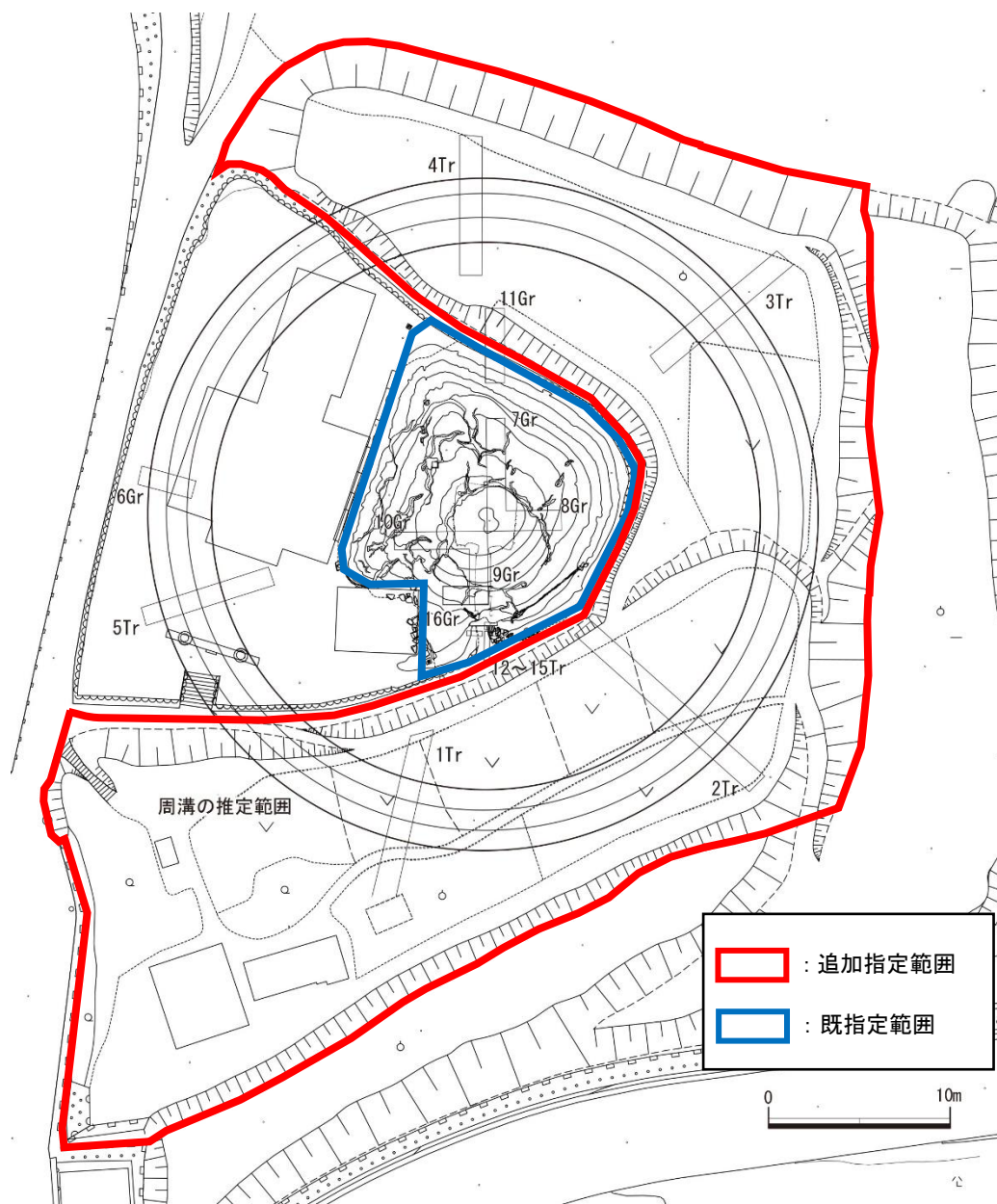
3. 史跡の概要

釜尾古墳は直径３２ｍの円墳で、熊本平野北部としては屈指の規模の古墳である。築造年代は６世紀前半と考えられる。古墳の内部には南側に入口をもった横穴式石室があり、この石室の構造は熊本地域に特有のものである。古墳からは、碧玉製の管玉、小札甲、鉄刀、鉄剣、鉄斧、轡、鉄鏃、須恵器等が出土しており、古墳の規模と合わせてこの地域の豪族が葬られていたものと想定される。

釜尾古墳の最大の特徴は装飾である。江戸時代から装飾が注目されており、装飾古墳の代表例として全国的に著名である。横穴式石室に赤、青（灰）、白の３色で、同心円文や歯車状の同心円文、連続三角文や重三角文、双脚輪状文等がリズムカルに描かれている。特に双脚輪状文は全国的にも珍しい。

4. 今後の整備計画

有識者や文化庁等と協議しながら、引き続き復旧の工法を検討していく。追加指定地については、公有地化を目指す。その後の本格整備については、保存活用計画や整備基本計画等の策定を踏まえ地元とも協議しながら検討していきたい。



釜尾古墳指定範囲図



釜尾古墳の外観写真（地震後）



釜尾古墳の石室写真（地震前）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

文部科学大臣 永岡 桂子